

第1編 総 則

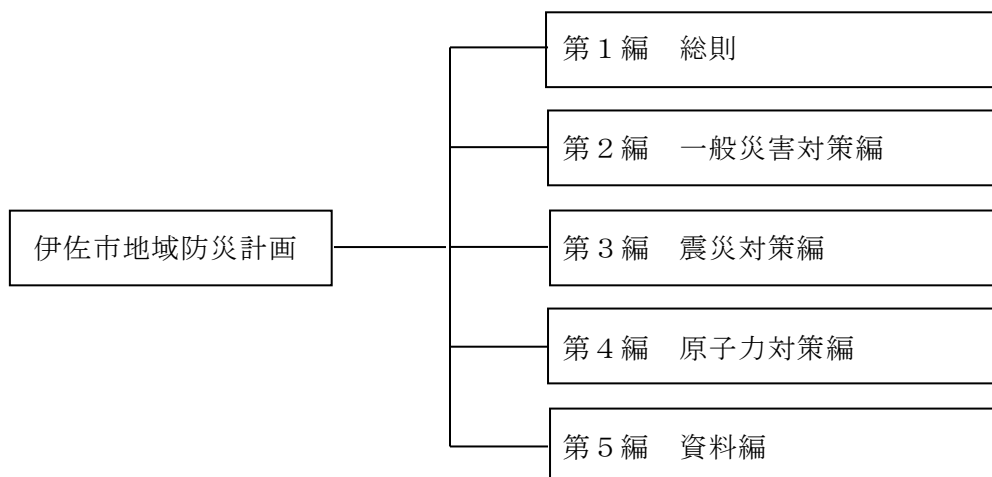
第1節 計画の目的等

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、伊佐市防災会議が作成する計画であって、市、防災関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、市の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2 計画の内容

本計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、第1編総則、第2編一般災害対策、第3編震災対策、第4編原子力対策とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興等を示した。また、第5編を資料編として、本計画に必要な関係資料等を掲げた。



第3 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、市の情勢等を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに計画を修正するものとする。

第4 計画の周知

本計画の内容は、市職員、住民、防災関係機関並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、住民にも広く周知徹底させる。

第5 計画の運用・習熟

本計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておく。

第2節 防災関係機関の業務の大綱

伊佐市の地域に係る防災に関し、県、伊佐市関係各機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等は、おおむね次の事務又は業務を処理する。

第1 伊佐市

市は、第1段階の防災機関としておおむね次の事項を担当し、また災害救助法が適用された場合は、県（知事）の委任に基づき必要な救助の実施に当たる。

処理すべき事務又は業務の大綱	
	(1) 伊佐市防災会議に係る業務に関すること。 (2) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること。 (3) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 (4) 災害の防御と拡大の防止に関すること。 (5) 被災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関すること。 (6) 被災した市管理施設の応急対策に関すること。 (7) 災害時における文教、保健衛生対策に関すること。 (8) 災害時における交通輸送の確保に関すること。 (9) 被災者に対する融資等被災者振興対策に関すること。 (10) 被災施設の復旧に関すること。 (11) 市内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること。 (12) 災害対策に係る広域応援協力に関すること。 (13) その他災害対策に必要な事務又は業務に関すること。

第2 県

処理すべき事務又は業務の大綱	
	(1) 県防災会議に係る業務に関すること。 (2) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること。 (3) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 (4) 災害の防御と拡大の防止に関すること。 (5) 被災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関すること。 (6) 被災した県管理施設の応急対策に関すること。 (7) 災害時の文教、保健衛生、警備対策に関すること。 (8) 災害対策要員の供給、あっせんに関すること。 (9) 災害時における交通輸送の確保に関すること。 (10) 被災者に対する融資等被災者復興対策に関すること。 (11) 被災施設の復旧に関すること。 (12) 市町村が処理する災害事務又は業務の指導、指示、あっせん等に関すること。 (13) 災害対策に係る「九州・山口9県災害時相互応援協定」、「緊急消防援助隊」等広域応援協定に関すること。

第3 消防

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
伊佐湧水消防組合 消防本部	(1) 災害に対する予防、防御と拡大防止対策に関すること。 (2) 消防機材の整備充実と訓練の実施に関すること。 (3) 災害時における人命救助対策に関すること。 (4) 災害時における危険物の災害防止対策に関すること。

第4 警察

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
伊佐湧水警察署	(1) 災害時における住民の生命、身体及び財産の保護に関すること。 (2) 災害時における社会秩序の維持及び交通の確保と交通規制に関すること。

第5 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
九州森林管理局 (北薩森林管理署)	(1) 国有林野並びに民有林直轄区域内の治山事業の実施に関すること。 (2) 保安林、保安施設等の保全に関すること。 (3) 災害応急対策用木材（国有林）の需要に関すること。 (4) その他防災に関し、森林管理局の所掌すべきこと。
九州農政局 (鹿児島農政事務所)	(1) 災害時における応急食料の配給に関すること。 (2) 政府保管主要食料及び輸入飼料の売渡しに関すること。 (3) その他防災に関し農政事務所の所掌すべきこと。
鹿児島地方気象台	(1) 気象、地象（地震及び火山現象を除く）及び水象の予報、警報の発表及び通報に関すること。 (2) 地震情報の発表及び通報に関すること。 (3) 災害発生時における気象、地象、水象観測資料の提供に関すること。 (4) 防災気象知識の普及及び指導に関すること。 (5) 気象災害防止のための統計調査に関すること。
九州地方整備局 (川内川河川事務所)	(1) 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 直轄河川の水防に関すること。 (3) 直轄国道の維持改修に関すること。 (4) その他防災に関し整備局の所掌すべきこと。

第6 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第12普通科連隊	(1) 人命救助、消防、水防、救助物資、道路の応急復旧、医療、感染症予防、給水等のほか、災害通信の支援に関すること。 (2) その他防災に関し自衛隊の所掌すべきこと。

第7 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵政グループ (大口郵便局等)	(1) 災害時における郵便業務及び窓口業務運営の確保に関すること。 (2) 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。
西日本電信電話株式会社 (鹿児島支店)	電信電話施設の保全と重要通信の確保に関すること。
日本赤十字社 (鹿児島県支部)	(1) 災害時における医療、助産及び死体処理等被災地での医療救護に関すること。 (2) 地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に係る自発的協力の連絡調整に関すること。 (3) 義援金品等の募集及び配分に関すること。
日本放送協会及び放送関係機関	(1) 気象予警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報に関すること。 (2) 社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力に関すること。

九州電力送配線株式会社霧島配電事業所	(1) 電力施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時における電力供給確保に関すること。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
自動車輸送機関 (南国交通(株)等)	災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送協力に関すること。
ガス供給機関	(1) ガス供給施設の耐災整備に関すること。 (2) 被災地に対する燃料供給の確保に関すること。 (3) ガス供給施設の被害調査及び復旧に関すること。
伊佐市医師会	災害時における助産、医療救護に関すること。
伊佐市歯科医師会	(1) 災害時における歯科医療に関すること。 (2) 身元確認に関すること。

第8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
北さつま農業協同組合	(1) 被災農家の農作物災害応急対策の指導並びに農業生産資材、農家生活資材の確保及びあっせんに関すること。 (2) 被災農家に対する資金の融資及びあっせんに関すること。
土地改良区	(1) 農業用ため池、干害用樋門、湛水防除施設等の整備及び防災管理に関すること。 (2) 農地及び農業用施設の被害調査及び災害復旧に関すること。
病院等経営者	(1) 防災に関する施設の整備と避難訓練の災害予防対策に関すること。 (2) 災害時における収容患者の避難誘導に関すること。 (3) 被災負傷者等の収容保護に関すること。 (4) 災害時における医療、助産等の救護に関すること。 (5) 近隣医療機関相互間の救急体制の確立に関すること。
学校法人	(1) 防災に係る施設の整備と避難訓練等の災害予防対策に関すること。 (2) 災害時における幼児、児童、生徒及び学生の避難誘導に関すること。 (3) 災害時における応急教育対策に関すること。 (4) 被災施設の復旧対策に関すること。
社会福祉施設経営者	(1) 防災に関する施設の整備と避難訓練等の防災予防の対策に関すること。 (2) 災害時における収容者の避難誘導に関すること。
伊佐市社会福祉協議会	(1) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関すること。 (2) 福祉救援ボランティアに関すること。
伊佐森林組合	(1) 森林風水害による応急対策及び災害復旧に関すること。 (2) 災害応急用資材の需給対策に関すること。
伊佐市商工会	(1) 被災者に対する衣料、食品の融資あっせんに関すること。 (2) 被災会員等に対する資金の融資あっせんに関すること。
金融機関	被災事業者に対する資金の融資及びあっせんに関すること。
水道事業者	(1) 水道施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時における水の確保に関すること。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
かごしま中部農業 共済組合	被災農作物等の被害調査及び共済目的に対する損失補償に関すること。
その他の公共的団体 及び防災上重要な施設 の管理者	それぞれの業務に関する防災管理、応急対策及び災害復旧に関すること。

第3節 市民及び事業所の基本的責務

市民及び事業所の事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、市が実施する防災業務について、自発的に協力するものとする。

第1 市民の基本的責務

基 本 的 責 務
「自らの身の安全は、自ら守る」自助と「地域の安全は、地域住民が互いに助け合って確保する」共助が防災の基本である。 市民は、自らが防災対策の主体であることを認識し、日頃から自主的に風水害等に備えるとともに、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする県・市・消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協力する必要がある。 また、市民は被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、地域において相互に協力して防災対策を行うとともに、県及び市と連携・協働し、市民全体の生命、身体及び財産の安全確保に努めなければならない。

第2 事業所の基本的責務

基 本 的 責 務
事業所の事業者（管理者）は、自ら防災対策を行い従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持を図るとともに、その社会的責務を自覚し、自主防災組織、市及びその他の行政機関と連携・協働し、市民全体の生命、身体及び財産の安全確保に努めなければならない。

第4節 市の地勢と災害記録及びその特性

第1 伊佐市の地勢

伊佐市は、鹿児島県の最北部に位置し、その広がり東西約 23 km、南北 27 km、総面積 392.36 k m²で、北は熊本県水俣市、人吉市、東は宮崎県えびの市に、西は、出水市と薩摩郡さつま町に、南は姶良郡湧水町に接している。周囲は九州山系の余脈によって囲まれ、盆地を形づくっており、海拔 180m、海岸からの距離 32 km、盆地はおおむね平坦であるが、北寄りの県境、宮ノ尾山は九州山脈に属し標高 877m、南寄りの国見岳連山、西寄りの久七峠で 748mの高地をなしており、盆地のほぼ中央を流れる羽月川を幹線に、山野川、十曾川、牛尾川、水ノ手川、白木川、重留川、市山川などが蛇行形に走って羽月川に注ぎ、川間川、芋田川、白川川が伊佐盆地を東西に流れている 1 級河川、川内川本流に注ぎ羽月下殿で合流している。これらの水系を中心として県内有数の水田地帯となっている。

地質については、最北部山地はおおむね輝石安山岩及び玄武岩、南部山地は泥溶岩、砂岩、瓦層、灰砂層からなっており、中央平坦部はほとんど粘土礫でなりたっている。

安山岩の山麓をおおう火山灰土は盆地の周辺で、250m以下の大地を形づくっている。

第2 伊佐市の気象概況

過去 30 年間の気温は 15.7℃で、降雨量は年間平均 2,824 mmである。また、梅雨期及び台風期に当たる 6 月～9 月に月平均 419.2 mm、この時期だけで年間降雨量の約 60%に達し、台風とともに豪雨、梅雨期の豪雨が災害を起こす原因となっている。

《過去 30 年間の気候指標の平均値》

区分	平均値	備 考
平均気温	15.7℃	1995 から 2024 の平均（30 年）
年降雨量	2,824 mm	〃
令和 6 年雨量	3,384 mm	伊佐市大口
最高気温の極値	38.0℃	2024 年 8 月 3 日
最低気温の極値	-15.2℃	2016 年 1 月 25 日

第3 伊佐市の災害記録

近年における本市の主要な災害は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 過去の主な災害 P. 253に参照